

令和2年5月19日

東京都議会 自由民主党
幹事長 鈴木 章浩 殿

東京小売酒販組合
理事長 吉田 精孝

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う酒類小売業者に対する 財政的支援措置の緊急要望

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い4月上旬に発出された「緊急事態宣言」は、39の県で解除されたものの、東京都は5月末まで延長されたことから、経済への影響は日増しに拡大しているところです。

都の緊急事態措置により、対象となる施設の利用停止や営業時間の短縮に取り組んだ中小企業等に対し、「感染拡大防止協力金」が支給されておりますが、酒類小売業（酒屋）については支給対象外の施設となっております。しかし、休業や時短営業を行う料飲店への酒類の納入が前年比9割減となる店舗が多いほか、一般消費者向けの販売が中心の店舗においては来店客の減少はもとより、町会等のイベント自粛や葬儀関係の売上減、さらには感染拡大防止に協力するための自主的な休業や営業時間短縮により、経営状況は逼迫しております。また、こうした状況を受け、酒販店からは、「廃業を考える」という声も多く挙がっております。

つきましては、商店街や町内会の中核を担ってきた中小の酒販店が今後も感染症拡大防止に取り組み、収束後も経営を持続していけるよう下記の措置を講じて頂けるよう緊急かつ強く要望致します。

記

- 1 緊急事態措置期間において、料飲店の休業等の影響を受けた小売酒販店に対し、「感染拡大防止協力金」対象事業者と同様の給付が得られるよう要望する。
- 1 緊急事態措置期間において、自主的な休業や時間短縮営業を行っている小売酒販店に対し、「感染拡大防止協力金」対象事業者と同様の給付が得られるよう要望する。
- 1 小売酒販店の営業継続を支援するため、収束後も感染症拡大防止に取り組む店舗に対し、新たな給付・助成制度を創設するよう要望する

以上